

大川広域行政組合個人情報保護審議会規則

〔平成18年 3月24日〕  
規 則 第 6 号

改正 平成19年 8月24日規則第14号 平成22年 3月25日規則第 2号  
令和 5年 3月30日規則第 6号

(趣旨)

**第1条** この規則は、大川広域行政組合個人情報保護条例(令和5年大川広域行政組合条例第1号)第10条の規定に基づき、大川広域行政組合個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

**第2条** 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、管理者が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(公印)

**第4条** 審議会の公印の名称、寸法、書体、公印保管者、用途及び個数は、別表第1のとおりとし、公印のひな型は、別表第2のとおりとする。

(公印の新調、改刻及び廃止)

**第5条** 公印の新調、改刻及び廃止は、会長の承認を得なければならない。ただし、会長の互選前に新調する場合にあっては、管理者の承認を得るものとする。

**第6条** 前条に定めるもののほか、公印の取扱い等については、大川広域行政組合公印規則(平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第7号)の例による。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、事務局庶務係において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営及び調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、大川広域行政組合個人情報保護条例の施行の日から施行する。

附 則 (平成19年8月24日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日規則第 2 号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において改正前の大川広域行政組合個人情報保護審査会規則第 1 条の規定により大川広域行政組合個人情報保護審査会の委員に任命されている者は、この規則の施行の日において改正後の大川広域行政組合個人情報保護審議会規則第 1 条の規定により委員として任命されたものとみなす。

別表第 1（第 6 条関係）

公印 番号	名称	寸法 (ミリメ ートル)	書体	公印保管者	用 途	個数
22	大川広域行政組合個人情報保護審議会长印	方 21	れい書	事務局次長	審議会の招集のほか、個人情報保護審議会长名をもって発する行政文書	1

別表第 2（第 6 条関係）

No. 22

大 川 広 域 行 政 組 合 個 人 情 報 保 護 審 議 会 長 印
--